

生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しについて

資料 3

1 概 要

- 県内河川の水質が近年改善してきたことから、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条に基づき、生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型が定められた河川について、平成28年度から4か年かけて、河川の水域類型の見直しを順次行う。
- 平成28年度は、庄内川等水域の日光川始め3水域及び豊川等水域の汐川始め9水域の合計12水域について、水域類型の見直しを検討した。
- 検討の結果、豊川上流、宇連川、豊川中流の3水域を除いた、9水域の類型を見直すこととした。

2 平成28年度の水域類型の見直し

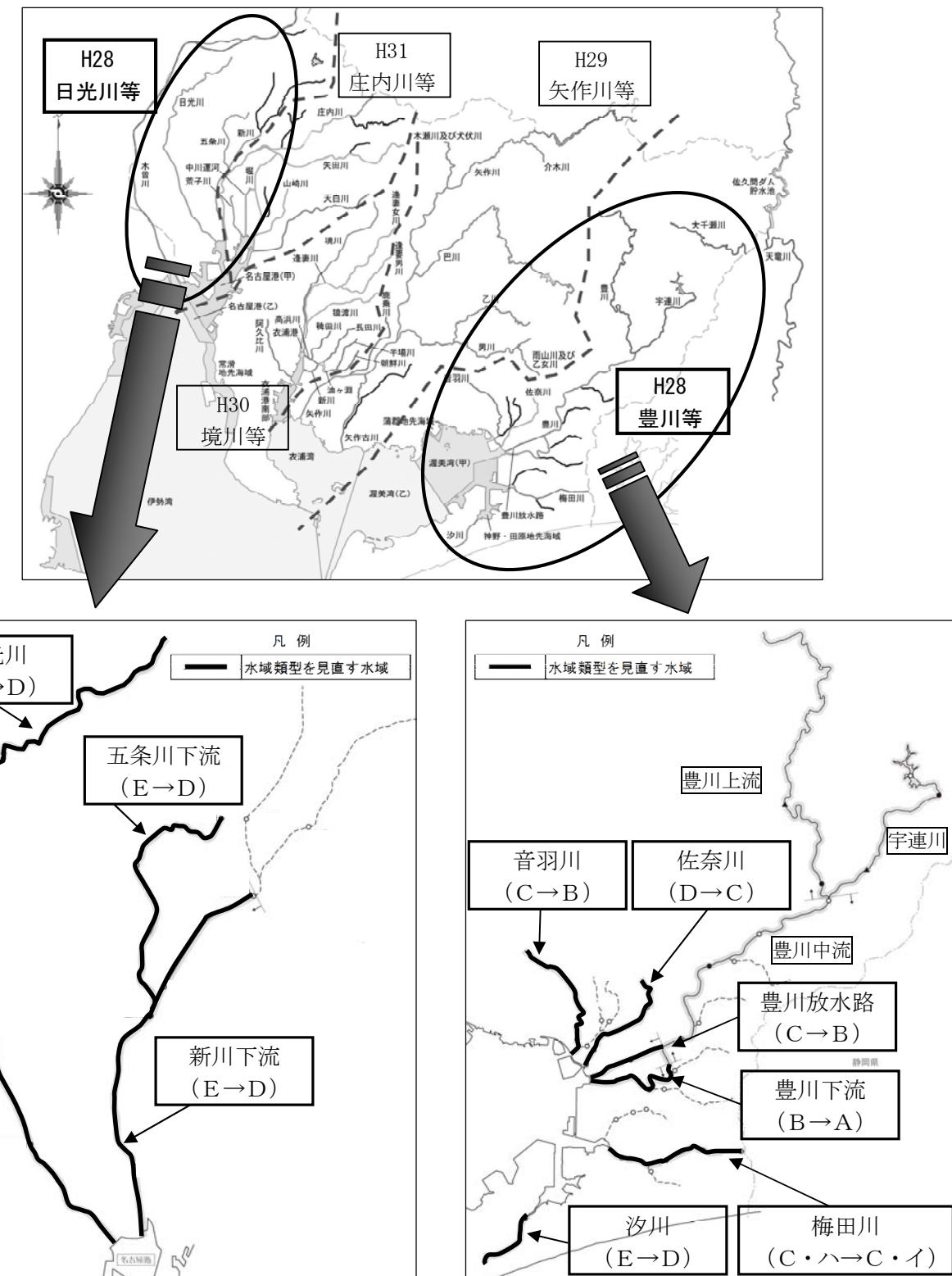
次の9水域の類型を見直す。

水域区分	水 域 名	範 围	類型・達成期間	
			見直し前	見直し後
庄内川等部	日光川	全域	E・ハ	D・イ
	新川下流	新橋より下流	E・ハ	D・イ
	五条川下流	待合橋より下流	E・イ	D・イ
豊川等水域	豊川下流	下条上水道取水地点より下流	B・イ	A・イ
	豊川放水路	全域	C・イ	B・イ
	音羽川	全域	C・イ	B・イ
	佐奈川	全域	D・イ	C・イ
	汐川	全域	E・ハ	D・イ
	梅田川	静岡県に属する水域を除く	C・ハ	C・イ

水域類型	BOD	利用目的の適応性
AA	1 mg/L 以下	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの
A	2 mg/L 以下	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの
B	3 mg/L 以下	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの
C	5 mg/L 以下	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの
D	8 mg/L 以下	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの
E	10 mg/L 以下	工業用水3級、環境保全

備考1 BOD：河川の有機汚濁の代表的な指標

備考2 「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内に可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成を示す。



3 今後の対応

- 日光川始め9水域の類型の見直しについて、年度末までに告示する。
- 河川水質等の状況を引き続き監視し、見直した9水域は新たな類型により、環境基準の達成状況を判断する。

参考

1 水質環境基準の水域類型の指定（法的根拠）

- ・ 河川の水質については、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条により、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準（水質環境基準）を定めることとしている。
- ・ 水質環境基準には、水域の利用目的に応じて6つの類型が設けられ、同法に基づき、都道府県知事が水域の類型を指定（二以上の都道府県の区域にわたる木曽川等の水域は国が指定）することとされている。
- ・ また、これらの類型は、水域の利用目的や水質状況の変化に応じて、適宜、水域ごとに類型の見直しをすることとされている。

○ 環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）（抄）

第十六条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

一 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるもの 政府

二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 騒音に係る基準（航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。）の類型を当てはめる地域であって市に属するものの地域が属する市の長

ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域 その地域又は水域が属する都道府県の知事

2 本県の水域類型の指定及びその見直しの経緯

当初の水域類型の指定（昭和45年度～）

水域の利用目的（水道、農業用水等）や水質の状況を調査し、水域毎に6つの類型により指定

水域類型の指定の見直し（一回目）（平成7～16年度）

水質の改善状況等に応じ、9水域の水域類型を見直し（引き上げ）

水域類型の指定の見直し（二回目）（平成28年度～31年度）

- ・一回目の見直しから約10年が経過し、水質がさらに改善
- ・現在49ある水域を4ブロックに分け、順次、水域類型を見直し

3 今年度の審議等経過

平成28年11月8日	愛知県環境審議会へ諮問
11月10日	同審議会水質部会（第1回） ・見直しの考え方及び水域類型の見直し（案）の作成
11月29日～12月28日	パブリック・コメントの実施
平成29年1月17日	同審議会水質部会（第2回） ・パブリック・コメントに対する県の考え方（案）の作成 ・部会報告（案）の作成
平成29年2月1日	同審議会水質部会から同審議会へ報告
平成29年2月6日	同審議会から答申